

## 栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

平成 19 年 2 月 1 日  
条 例 第 7 号

改正 平成 27 年 2 月 12 日 条例第 2 号

改正 平成 28 年 2 月 16 日 条例第 1 号

### (設置)

第 1 条 栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 5 号。以下「情報公開条例」という。）及び栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 6 号。以下「個人情報保護条例」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 審査会は、実施機関（情報公開条例第 2 条第 1 号及び個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）からの諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 情報公開条例の運営に関し重要な事項
- (2) 個人情報保護条例の運営に関し重要な事項
- (3) 個人情報保護条例の規定により実施機関から報告を受け、又は意見を求められた事項
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 26 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項

2 審査会は、実施機関からの諮問に応じ、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく審査請求について調査審議し、答申する。

3 審査会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

### (組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内で組織し、学識経験を有する者のうちから、広域連合長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(調査権限)

第5条 審査会は、審査会に諮問した実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、情報公開条例の規定による開示決定等に係る公文書又は個人情報保護条例の規定による開示決定等若しくは訂正等決定等に係る公文書（以下これらを「公文書」という。）の提出を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に提示された公文書の開示を求めることはできない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録された情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。第7条において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第6条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 前項の場合において、審査請求人等は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第7条 審査会は、第5条第3項若しくは第4項又は前条第3項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁

氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。) にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第8条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（守秘義務）

第9条 審査会の委員又は委員であつた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にされた栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）若しくは栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）に基づく処分又はこの条例の施行前にされた情報公開条例若しくは個人情報保護条例に基づく申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。